

障害者の権利に関する条約の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	条約締結の意義	一
3	条約の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	二
5	我が国が行う宣言	二
6	他の国際約束との関係	二
二	条約の内容	三
1	目的	三
2	定義	三
3	一般原則	四
4	一般的義務	四
5	平等及び無差別	四
6	障害のある女子	四
7	障害のある児童	四
8	意識の向上	五
9	施設及びサービス等の利用の容易さ	五
10	生命に対する権利	五
11	危険な状況及び人道上の緊急事態	五

12	法律の前にひとしく認められる権利	五
13	司法手続の利用の機会	五
14	身体的自由及び安全	五
15	拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由	六
16	搾取、暴力及び虐待からの自由	六
17	個人をそのままの状態で保護すること	六
18	移動の自由及び国籍についての権利	六
19	自立した生活及び地域社会への包容	六
20	個人の移動を容易にすること	六
21	表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会	六
22	プライバシーの尊重	七
23	家庭及び家族の尊重	七
24	教育	七
25	健康	七
26	ハビリテーション（適応のための技能の習得）及びリハビリテーション	七
27	労働及び雇用	七
28	相当な生活水準及び社会的な保障	八
29	政治的及び公的活動への参加	八
30	文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加	八
31	統計及び資料の収集	八
32	国際協力	八

33	国内における実施及び監視	八
34	障害者の権利に関する委員会等	九
35	締約国会議	九
36	最終条項	九
三	条約の実施のための国内措置	九
(参 考)		一〇

一 概説

1 条約の成立経緯

(1) 経緯

国際連合総会は、障害者の人権を促進し、及び保護するため、障害者の権利に関する宣言及び国際障害者年行動計画を採択する等の取組を行ってきた。しかし、これらの取組にもかかわらず、依然として障害者が世界の全ての地域において人権侵害に直面していることから、このような状況を改善すべく、法的拘束力を有する新たな文書を作成する必要性が強く認識されるようになった。このため、平成十三年（二千一年）の第五十六回国際連合総会において、障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約を検討するためのアドホック委員会が設置され、計八回の会合を経て、平成十八年（二千六年）の第六十一回国際連合総会において、この条約が採択された。

(2) 我が国の署名

この条約は、平成十九年（二千七年）三月三十日から署名のために開放され、我が国は、同年九月二十八日、ニューヨークの国際連合本部において高村外務大臣が署名した。

2 条約締結の意義

この条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について規定するものである。我が国がこの条約を締結することは、障害者の権利の実現に向けた我が国の取組を一層強化し、及び人権尊重についての国際協力を一層推進するとの見地から有意義であると認められる。

3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

(1) 障害に基づきいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること。

(2) この条約において認められる権利の実現のため、全ての適当な立法措置、行政措置その他の措置をとること。

(3) 経済的、社会的及び文化的権利に関しては、これらの権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、また、必要な場合には国際協力の枠内で、措置をとること。

(4) この条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組みを自国内において維持し、強化し、指定し、又は設置すること。

(5) この条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告を、この条約が我が国について効力を生じた後二年以内に、その後は四年ごとに、更に委員会が要請するときはいつでも、障害者の権利に関する委員会に提出すること。

4 早期国会承認が求められる理由

我が国は、障害者の人権の享有を確保し、及び障害者の尊厳の尊重を促進することを目的とするこの条約の意義を認め、起草段階から交渉に積極的に参加するとともに、障害者団体等がこの条約に高い関心をもつて関与してきたこと等も踏まえ、この条約に署名した。また、この条約は、平成二十年（二千八年）五月に発効しており、平成二十五年（二千十三年）七月一日現在、我が国及び米を除くG8諸国、中国、韓国等百三十一箇国並びに欧州連合が締結している。我が国としては、これまでの経緯及び各国の締結状況等を踏まえ、できるだけ早期にこの条約を締結することが望ましい。

5 我が国の行う宣言

第二十三条4は、権限のある当局が児童の最善の利益のために父母との分離が必要と決定する場合を除くほか、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する旨規定しており、児童の権利に関する条約第九条1にも同様の規定が置かれている。我が国は、児童の権利に関する条約の締結に当たり、同条約第九条1は出入国管理法に基づく退去強制の結果として児童が父母から分離される場合に適用されるものではないとの解釈宣言を行っているため、この条約の締結に当たっても同様の解釈宣言を行う。

6 他の国際約束との関係

(1) 国際人権規約

障害者を含む個人の人権について広範に定める条約として、昭和四十一年（千九百六十六年）に第二十一回国際連合総会におい

て採択された「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」があり、我が国は、両規約を昭和五十四年（千九百七十九年）に締結した。

(2) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約は、国際人権規約等を踏まえ、女子に対する差別の撤廃を包括的かつ詳細に規定したものであり、昭和五十四年（千九百七十九年）の第三十四回国際連合総会において採択された。我が国は、同条約を昭和六十年（千九百八十五年）に締結した。同条約の理念は、この条約の第六条等に取り入れられている。

(3) 児童の権利に関する条約

児童の権利に関する条約は、国際人権規約に定められている権利を児童について広範に規定するものであり、平成元年（千九百八十九年）の第四十四回国際連合総会において採択された。我が国は、同条約を平成六年（千九百九十四年）に締結した。同条約の理念は、この条約の第七条等に取り入れられている。

二 条約の内容

この条約は、前文、本文五十箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 目的（第一条）

この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。障害者には、長期的な心身の機能障害であって、様々な障壁との相互作用により社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

2 定義（第二条）

(1) 「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいい、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

(2) 「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保する

ための必要かつ適当な変更及び調整であつて、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

3 一般原則（第三条）

この条約の原則は、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容、差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ、機会の均等、施設及びサービス等の利用の容易さ等とする。

4 一般的義務（第四条）

(1) 締約国は、障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進する。このため、締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、全ての適当な立法措置、行政措置その他の措置をとる。

(2) 締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、これらの権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、また、必要な場合には国際協力の枠内で、措置をとる。

(3) 締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。

5 平等及び無差別（第五条）

締約国は、全ての者が法律の前に平等であることを認める。締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、差別を撤廃することを目的として合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適当な措置をとる。

6 障害のある女子（第六条）

締約国は、障害のある女子が複合的な差別を受けていることを認識するものとし、この点に関し、障害のある女子が全ての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有することを確保するための措置をとる。

7 障害のある児童（第七条）

締約国は、障害のある児童が全ての人権及び基本的自由を完全に享有することを確保するための全ての必要な措置をとる。障害の

ある児童に関する全ての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

8 意識の向上（第八条）

締約国は、障害者に関する社会全体の意識を向上させ、並びに障害者の権利及び尊厳に対する尊重を育成するための即時の、効果的かつ適当な措置をとる。

9 施設及びサービス等の利用の容易さ（第九条）

締約国は、障害者が、物理的環境、輸送機関、情報通信並びに他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含む。

10 生命に対する権利（第十条）

締約国は、全ての人間が生命に対する固有の権利を有することを再確認するものとし、障害者が他の者との平等を基礎としてその権利を効果的に享有することを確保するための全ての必要な措置をとる。

11 危険な状況及び人道上の緊急事態（第十一条）

締約国は、武力紛争、人道上の緊急事態、自然災害等の危険な状況において障害者の保護及び安全を確保するための全ての必要な措置をとる。

12 法律の前にひとしく認められる権利（第十二条）

締約国は、障害者が法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。

13 司法手続の利用の機会（第十三条）

締約国は、障害者が全ての法的手続において直接及び間接の参加者（証人を含む。）として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮が提供されること等により、障害者が司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保する。

14 身体的自由及び安全（第十四条）

締約国は、障害者が身体の自由及び安全についての権利を享有することを確保し、また、不法に又は恣意的に自由を奪われないこと、いかなる自由の剥奪も法律に従って行われること及びいかなる場合においても自由の剥奪が障害の存在によって正当化されないことを確保する。

15 拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由（第十五条）

締約国は、障害者が、拷問又は残虐な取扱い若しくは刑罰等を受けることがないようにするため、全ての効果的な立法上、行政上、司法上その他の措置をとる。

16 搾取、暴力及び虐待からの自由（第十六条）

締約国は、家庭の内外におけるあらゆる形態の搾取、暴力及び虐待（性別に基づくものを含む。）から障害者を保護するための全ての適当な立法上、行政上、社会上、教育上その他の措置をとる。

17 個人をそのままの状態で保護すること（第十七条）

全ての障害者は、その心身がそのままの状態で尊重される権利を有する。

18 移動の自由及び国籍についての権利（第十八条）

締約国は、障害者が国籍を取得し、及び変更する権利を有すること並びにその国籍を恣意的に又は障害に基づいて奪われないことを確保すること等により、障害者が移動の自由、居住の自由及び国籍についての権利を有することを認める。

19 自立した生活及び地域社会への包容（第十九条）

締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。

20 個人の移動を容易にすること（第二十条）

締約国は、障害者自身ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置をとる。

21 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会（第二十一条）

締約国は、障害者が、言語、文字の表示、点字、触覚等あらゆる形態の意思疎通であつて自ら選択するものにより、表現及び意見の自由についての権利を行使することができることを確保するための全ての適当な措置をとる。

22 プライバシーの尊重（第二十二条）

いかなる障害者も、居住地又は生活施設のいかなる問わず、そのプライバシー、家族、住居又は通信その他の形態の意思疎通に対して恣意的に又は不法に干渉されず、また、名誉及び信用を不法に攻撃されない。

23 家庭及び家族の尊重（第二十三条）

締約国は、婚姻、家族、親子関係及び個人的な関係に係る全ての事項に関し、障害者に対する差別を撤廃するための効果的かつ適当な措置をとる。

24 教育（第二十四条）

締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。

25 健康（第二十五条）

締約国は、障害者が差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを認める。締約国は、障害者が性別に配慮した保健サービスを利用する機会を有することを確保するための全ての適当な措置をとる。

26 ハビリテーション（適応のための技能の習得）及びリハビリテーション（第二十六条）

締約国は、障害者が、最大限の自立等を達成し、及び維持することを可能とするため、特に、保健、雇用、教育及び社会に係るサービスの分野において、ハビリテーション及びリハビリテーションについての包括的なサービス及びプログラムを企画し、強化し、及び拡張する。

27 労働及び雇用（第二十七条）

締約国は、障害者が労働についての権利を有することを認める。締約国は、特にあらゆる形態の雇用に係る全ての事項（募集、採用及び雇用の条件、雇用の継続、昇進並びに安全かつ健康的な作業条件を含む。）に関し、障害に基づく差別を禁止すること等のた

めの適当な措置（立法によるものを含む。）をとるにより、労働についての障害者の権利が実現されることを保障し、及び促進する。

28 相当な生活水準及び社会的な保障（第二十八条）

締約国は、障害者が、自己及びその家族の相当な生活水準（相当な食糧、衣類及び住居を含む。）についての権利並びに生活条件の不断の改善についての権利を有することを認めるものとし、障害に基づく差別なしにこの権利を実現することを保障し、及び促進するための適当な措置をとる。

29 政治的及び公的活動への参加（第二十九条）

締約国は、障害者に対して政治的権利を保障し、及び他の者との平等を基礎としてこの権利を享受する機会を保障するものとし、障害者が、直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができることを確保する。

30 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加（第三十条）

締約国は、障害者が文化的な生活に参加する権利を認めるものとし、障害者がレクリエーション、余暇及びスポーツの活動に参加することを可能とすることを目的として、適当な措置をとる。

31 統計及び資料の収集（第三十一条）

締約国は、この条約を実効的なものとするための政策を立案し、及び実施することを可能とするための適当な情報（統計資料及び研究資料を含む。）を収集する。

32 国際協力（第三十二条）

締約国は、国際協力及びその促進が重要であることを認識し、この点に関し、国家間において並びに適当な場合には関連のある国際的及び地域的機関並びに市民社会（特に障害者の組織）と連携して、適当かつ効果的な措置をとる。

33 国内における実施及び監視（第三十三条）

締約国は、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組み（適当な場合に

は、独立した仕組みを含む。）を自国内において維持し、強化し、指定し、又は設置する。締約国は、このような仕組みを指定し、又は設置する場合には、人権の保護及び促進のための国内機構の地位及び役割に関する原則を考慮に入れる。

34 障害者の権利に関する委員会等（第三十四条から第三十九条まで）

(1) 障害者の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。締約国は、この条約に基づく義務を履行するためにとつた措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告を、この条約が自国について効力を生じた後二年以内に、その後は四年ごとに、更に委員会が要請するときはいつでも、委員会に提出する。

(2) 委員会は、各報告を検討し、当該報告について、適当と認める提案及び一般的な性格を有する勧告を行うものとし、これらの提案及び一般的な性格を有する勧告を関係締約国に送付する。

(3) 委員会は、その活動につき二年ごとに国際連合総会及び経済社会理事会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報
報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。

35 締約国会議（第四十条）

締約国は、この条約の実施に関する事項を検討するため、定期的に締約国会議を開催する。

36 最終条項（第四十一条から第五十条まで）

この条約の署名、批准、加入、効力発生、改正等について規定している。

三 条約の実施のための国内措置

この条約の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参 考)

- 1 採択 平成十八年十二月十三日 ニューヨークにおいて採択
- 2 効力発生 平成二十年五月三日
- 3 署名国 平成二十五年七月一日現在 百五十四箇国及び欧州連合
 アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エストニア、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、グルジア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本国、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、大韓民国、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、リベリア、リビア、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、セントルシア、サンマリノ、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、シリア、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベトナム、イエメン、ザンビア、欧州連合

4 締約国 平成二十五年七月一日現在 百三十一箇国及び欧州連合

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、
バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブル
ガリア、ブルキナファソ、カンボジア、カナダ、カーボヴェルデ、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック、コスタリカ、クロ
アチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバド
ル、エストニア、エチオピア、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ハイチ、ホンジュラス、ハン
ガリー、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、大韓民国、ラオス、ラ
トビア、レソト、リベリア、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディ
ブ、マリ、マルタ、モリタニア、モリシヤス、メキシコ、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミヤ
ンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、ニュージールランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パキ
スタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワン
ダ、セントビンセント、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、スロバキア、スロベニ
ア、南アフリカ共和国、スペイン、スーダン、スワジランド、スウェーデン、シリア、タンザニア、タイ、トーゴ、チュニジア、ト
ルコ、トルクメニスタン、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、ウルグアイ、バヌアツ、イエメン、ザンビア、欧州連
合

